

○男女共同参画事業のこれまでの経緯について

1 男女共同参画に関連したこれまでの主な経緯

時 期	内 容
平成 8 ～ 1 2 年度	第 2 次総合計画・後期計画においてはじめて、「女性政策の推進」を掲げる。
平成 1 0 年 6 月	「豊山町男女共同参画社会づくりプラン」を策定。計画期間は平成 1 0 年度から 1 2 年度の 2 年間
平成 1 1 年 6 月	男女共同参画社会基本法の公布・施行
平成 1 4 年 3 月	豊山町男女共同参画社会計画「とよやまレインボープラン」を策定。計画期間は平成 1 4 年度から 2 3 年度の 1 0 年間
平成 2 2 年 1 2 月	国が第 3 次男女共同参画基本計画を策定
平成 2 3 年 3 月	県があいち男女共同参画プラン 2 0 1 1 - 2 0 1 5 を策定

2 国の状況

平成 1 1 年 6 月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画を推進する取組が国全体で始まった。

当時は、性差別の撤廃による女性の地位向上、女性の社会進出を促進することが、男女共同参画の基本的役割と設定されていた。しかし、ひな祭りの禁止など、伝統文化なども否定するような極端な動きが高まったことが国会において批判されたこともあり、この傾向はやや退潮している。

国が平成 2 2 年 1 2 月に策定した第 3 次男女共同参画基本計画によると、ワーク・ライフ・バランスの問題、貧困支援や高齢者・障がい者の支援などの社会問題を積極的に施策に取り入れるとともに、男性や子どもも施策の対象としている。女性の地位向上だけではなく、男女共同参画の視点を活用して、社会全体の住みやすさを向上させることを資する傾向にある。

3 愛知県の状況

県は平成23年3月に「あいち男女共同参画プラン2011-2015」を策定した。前回の計画（2007年～2015年）は「個性が輝く社会を目指して」という副題をもち、女性個人の地位向上が目標の中心に掲げられていたが、今回の計画は、副題に「多様性に富んだ活力ある社会をめざして」とあり、子どもや男性など、女性という立場以外の人たちの参画や、ライフスタイルの多様性を保障することに重点が置かれている。

県内にある54の市町村のうち、45の自治体で計画を策定している。

（資料4）あいち男女共同参画プラン2011-2015

4 本町の状況

平成14年に現計画である豊山町男女共同参画社会計画「とよやまレインボープラン」を策定した。計画期間は平成14年度から平成23年度である。

本町の男女共同参画事業としては、女性行政推進事業補助金交付要綱（平成11年1月8日告示第2号）に基づき、女性行政施策の促進を図るため、町内で活動する団体、グループの行う事業に対して、補助金を交付している。現在はとよやま女性の会がその対象となっており、事業の運営に際して、総務課企画財政・情報係が事務局として運営のアドバイス等を行っている。

「豊山町審議会等の基本的取扱いに関する要綱」において、女性委員の登用を積極的に推進することが定められており、平成21年度において30.52%の登用率を得ている。これは愛知県下の全市町村において、7番目の高さである。加えて、国・県等が提供する男女共同参画についての啓発記事を広報等に掲載している。

また、各課において、男女共同参画の推進に結びつく事業を行っている。

（資料5）豊山町男女共同参画社会計画「とよやまレインボープラン」

重点目標	基本的施策	具体的な取組の方向	主要事業
重点目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けての意識改革	男女共同参画の理解の推進 基本的施策1	男女共同参画に関する広報・啓発の推進	男女共同参画月刊を中心とした広報・啓発活動を行います。
		男女共同参画に関する情報の収集・提供	男女共同参画に関する国、県、自治体などの情報を収集します。
		男女共同参画の視点に立った公的広報の推進	広報・出版物について、性別によってイメージを固定した表現や、女性の性的側面を強調した表現にならないよう心がけます。
		男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し	男女共同参画を阻害するような慣習・慣行の見直します。
		男女共同参画を推進する教育・学習の充実	男女共同参画の視点を取り入れた講座を開講します。
	男性にとつての男女共同参画 基本的施策2	男性を対象とする広報・啓発の推進	男性を対象にした広報活動を行います。
		男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進	「子育て応援の日」の普及啓発や、ワークライフバランスについての啓発活動を行いません。
		男性の育児参画の支援	妊娠・出産・育児などへの父親参加。「おやじの会」のような父親による地域活動を行いません。
		高齢男性の地域活動への参画支援	定年後の男性の地域活動への参加の場所づくりを行いません。
		メンタルヘルス相談の充実	メンタルヘルス相談を充実します。
	子どもにとつての男女共同参画 基本的施策3	子どもを対象とする広報・啓発の推進	学校と連携し、子どもを対象にした広報・啓発活動を行います。
		家庭教育の支援	家庭教育について学習する機会や情報の提供、相談体制の充実を行いません。
		学校教育における教科・道徳・特別活動等での実践	小中学校における人権教育、男女共同参画教育を行います。
		キャリア教育の推進	子どもたちの健全な社会性や勤労観・職業観を育みます。
		教職員に対する男女共同参画の理解の促進	教職員が男女共同参画に対する理解を深めます。

重点目標	基本的施策	具体的な取組の方向	主要事業
重点目標Ⅱ あらゆる分野への社会参画の促進	基本的施策4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	町の審議会等委員への女性の登用推進	女性の意見を政策づくりに取り入れます。
		町の管理職などへの女性の登用推進	女性の職域の拡大を図るとともに、管理職にふさわしい人材の育成に努めます。
		企業・団体等における男女共同参画の取組への支援	企業や団体などに男女共同参画の重要性を啓発します。
		女性の人材育成・能力開発	女性が能力を発揮できるよう、人材の育成に努めます。
		女性のネットワーク形成の支援	女性の参画意欲の向上のため、女性同士のネットワークづくりを支援し、情報交換や学習の場を提供します。
	基本的施策5 地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大	地域における女性リーダーの育成	地域におけるまちづくりへの参加を促進する事業を行います。
		地域における男女共同参画の取組への支援	地域において男女共同参画に取り組む人や団体を支援します。
		防災活動における女性の参画の推進	防災活動や被災時への対応について、女性の視点を取り入れた活動を行いません。
		環境活動における女性の参画の推進	地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの活動に、女性の視点を取り入れます。
		観光まちづくり分野における女性の参画の促進	地域の観光資源の開発のために女性の視点や能力を活かします。

重点目標	基本的施策	具体的な取組の方向	主要事業
重点目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境づくり	基本的施策6 就業環境の整備と就業支援	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知	事業主や労働者に対して、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の労働関係法令や制度の周知を図ります。
		非正規労働者の雇用環境の整備の促進	非正規労働者の雇用安定を促進するため、企業を支援します。
		女性の再就職支援	女性の再就職を支援するための情報提供を行いません。
		女性の起業等への支援	女性の起業に役立つ情報提供を行いません。
		女性医師等医療従事者に対する就業支援	女性の医師の就業を支援します。
		介護分野への就業支援	介護職員の雇用環境を整備し、介護職への就職を支援するような情報提供を行いません。
		農林水産分野における男女共同参画の推進	農林水産業に従事している女性を支援します。
	基本的施策7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	ワーク・ライフ・バランスの普及	ワーク・ライフ・バランスの普及に努めます。
		職場における仕事と家庭の両立支援の促進	仕事と育児・介護・地域活動などと両立できるような職場環境をもつ企業の取組を支援します。
		保育所待機児童対策の推進	子育てをしながら就業を希望する女性のために、保育所の確保に努めます。
		多様なニーズに対応した保育サービスの充実	多様な働き方に応じた保育ニーズに応えるために、保育所の延長保育、一時預かりなどを行います。
		放課後子どもプランの充実	小学校低学年の子どもなどをもつ保護者が仕事と育児を両立できるよう、放課後の子どもたちに生活の場を与えます。
		介護支援の充実	仕事と家族の介護の両立に悩む労働者を支援するために介護支援体制を充実します。

重点目標	基本的施策	具体的な取組の方向	主要事業
重点目標Ⅳ 安心して暮らせる社会づくり	人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援 基本的施策8	人権教育・啓発の推進	性別や社会的立場によって差別されない社会を作るための人権教育を行います。
		複合的に困難な状況に置かれている人々への支援	性別や社会的立場によって困難な状況に置かれている人を支援するため、相談体制の充実を図り、情報提供を行ないます。
		母子・父子世帯の自立した生活に対する支援	母子・父子世帯の自立を支援するための制度を充実します。
		高齢者の自立した生活に対する支援	高齢者が自立し、安心して暮らせるよう、また、健康で生きがいをもって暮らせるような機会を設けます。
		外国人女性の自立した生活に対する支援	外国人女性が適切な支援を受けられるよう、多言語での情報提供を行い、相談体制の充実を図ります。
	女性に対する暴力の根絶 基本的施策9	DV理解のための広報・啓発の推進	DVが犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、許される行為ではないことを啓発します。
		DV被害者支援体制の充実	DV被害者からの相談に対応するとともに、被害者の支援体制を充実します。
		性犯罪・売買春、人身取引、ストーカー行為などへの対策の推進	女性が被害者となる犯罪に対して、予防啓発を行い、被害者の支援体制を充実します。
		セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進	セクシュアル・ハラスメントについて啓発を行ない、相談窓口の周知を図ります。
	生涯を通じた健康づくりの支援 基本的施策10	性差を踏まえた健康づくりの支援	女性のライフスタイルに応じた健康教育や健康相談を行ないます。男性の生活習慣病の予防など健康教育の充実を図ります。
		性感染症対策や性教育の推進	性感染症に対する偏見をなくすとともに、予防を推進します。
		安心・安全な妊娠・出産への支援	安心して安全に子どもを産めるように、周産期医療体制の充実を図ります。
		不妊治療対策の推進	妊娠を希望しながらも不妊に悩む男女を対象に、相談や治療に対する情報提供を充実します。
		子宮がん・乳がん検診の普及開発	女性に特有の病気の早期発見・治療につながるように情報提供を充実します。

項目		事業の方向	(旧)担当課	主要事業
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革	① ジェンダーにとられない意識の醸成	プランの普及啓発を図り、男女の人権尊重、男女共同参画社会づくりの必要性を啓発していきます。	企画財政課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。
		男女共同参画社会基本法について積極的な周知を図ります。	企画財政課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。
		町が作成する広報や印刷物などについて、ジェンダーにとられない表現を守ります。	企画財政課	広報モニターによる意見を聴取し、広報づくり等に反映させます。
		各施策をジェンダーに敏感な視点で見直します。	企画財政課	男女共同参画社会推進懇話会による施策の点検を行います。
	② 女性や子どもに対する暴力の根絶	ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為等、女性のあらゆる問題に対する相談事業を充実し、被害者を支援します。	福祉課	県婦人相談所を紹介するなど、県と連携し被害者の安全確保に努めます。 県、近隣市町村の相談窓口との連携を図ることにより、周囲の目を気にせず安心して相談できる環境づくりに努めます。 被害者の経済的自立を支援します。
		ドメスティック・バイオレンスに対する男性の意識向上を促します。	企画財政課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。
		児童虐待の早期発見・解決に努めます。	保健センター 福祉課 教育課	保健センター、保育園、学校など担当各課と児童相談所との連携による迅速な対応に努めます。
		ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為、児童虐待、買春の根絶を目指します。	企画財政課 福祉課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。
	③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止の意識を高めます。	企画財政課 教育課	県教育委員会の定めるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、積極的な取り組みを行います。
		職員のセクシュアル・ハラスメント防止に対する意識を高めます。	総務課 教育課	要綱を定め、管理職を含めた職員、教職員に対し研修を行います。
		町内事業所や町民に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発を行います。	企画財政課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。
	④ メディア尊重男女	有害図書類の追放を図るなど青少年の健全な育成を阻害しない環境をつくれます。	教育課	愛知県青少年保護育成条例の効果的運用による有害図書類の規制や、少年補導委員会によるパトロールを実施します。
		有害な情報を受取るのがないように、自己発信能力(メディア・リテラシー)を向上させるための啓発を行います。	教育課 企画財政課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。

項目		事業の方向	(旧)担当課	主要事業	
重点目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革	家庭・学校・地域における男女平等教育及び共同参画の推進 基本的課題2	① 家庭における男女共同参画の推進と 平等教育及び共同参画の推進	育児における男女共同参画の意識を高めます。	保健センター	ニューファミリー教室、赤ちゃん広場等を通じて育児への男女共同参画を推進します。
			家庭生活における男性の積極的参画を促します。	社会教育センター	男性の家事について、生涯学習の講座を設けます。
			家庭における平等教育に関する意識の向上を目指します。	社会教育センター	親子ふれあい事業を通じて家庭教育に関する学習機会、コミュニケーションの場を提供します。
			家庭教育機能の充実を図ります。	福祉課 社会教育センター	子育てセミナー、子育て学習会等を開催し、家庭教育機能を高めます。
		② 学校・保育園における男女共同参画教育の推進	男女平等と男女の相互理解、協力についての意識を育てます。	教育課 福祉課	男女混合名簿の導入を目指します。
					活動や行動の際、差別につながるような男女による色分けや、性別による固定的役割分担が行われないよう留意します。
					書類等の保護者記入欄についてもジェンダーに敏感な視点で見直していきます。
	③ 地域活動の推進	地域活動における男性の参画を促進します。	関係各課	男女が協力し合い、地域活動に参画できるよう時間帯の見直しなど、環境整備につとめます。	
	男女共同参画の視点に立った 制度・慣行の見直し 基本的課題3	① 男女共同参画を阻害する社会制度の見直し	町のあらゆる制度について、ジェンダーに敏感な視点を取り入れます。	総務課	例規審査会において、ジェンダーに敏感な視点で審査します。
			家事・育児・介護などのいわゆる無償労働について、必要不可欠な労働であるとの意識を啓発し、男性と女性が有償労働、無償労働を無理なく分かち合える環境づくりを目指します。	企画財政課	広報とよやまによる啓発を行います。
② 男女共同参画を阻害する慣行の見直し		さまざまな慣行について、ジェンダーに敏感な視点での見直しを促します。	企画財政課	広報とよやまによる啓発を行います。	

項目		事業の方向	(旧)担当課	主要事業			
重点目標Ⅱ あらゆる分野への社会参画の促進	政策・方針決定への男女共同参画 基本的課題4	女性委員の登用推進	町の審査会などに女性委員を積極的に登用します。	関係各課	女性登用率を平成23年(2011年)度末までに40%以上にします。		
		①	審議会委員などに登用する女性の人材育成を支援します。	関係各課	女性の人材育成を図るため、県等の人材育成セミナーに積極的に派遣します。		
			一人の委員が複数の審議会の委員に就任したり、再任命されたりしないよう、委員の任命のあり方について見直します。	総務課	審議会における委員の登用についての指針に基づいた任命を行います。		
			②	管理職などへの女性の登用推進	女性職員を管理職へ積極的に登用します。	総務課	管理職への登用は性別を問わず能力によるものとします。
	地域活動・学習活動への男女共同参画と交流の推進 基本的課題5	①	(地域活動・学習活動)への男女共同参画促進	性別を問わず幅広い年代の方にジェンダーフリーの意識を浸透させます。	社会教育センター	男女共同参画に関する生涯学習講座を開催します。	
			あらゆる世代の男女が生涯にわたり能力を高めていける学習の場を、男女共同参画の視点を取り入れながら提供します。	社会教育センター	学習課題や領域を見直すなど生涯学習講座を充実します。		
			地域活動や学習活動にあらゆる男女が参画できるような環境をつくりま	関係各課	時間設定や運営方法など、仕事を持つ男女が参画しやすい環境づくりに努めます。		
		②	男女共同参画団体の育成・支援	団体の育成・支援を通じて、男女共同参画、ジェンダーフリーの意識を定着させます。	企画財政課	とよやま女性の会の活動に対し支援・補助を行います。	
		国際交流・協力の推進 基本的課題6	①	国際社会における男女共同参画に関する情報収集・提供	国際的な男女共同参画に関する取り組みについて、町の施策への反映を図ります。	企画財政課	県の研修への参加、インターネットなどを通じて積極的な情報収集を行います。
				②	国際交流の推進	在住外国人への情報提供を充実します。	企画財政課
		在住外国人との交流により、パートナーシップの意識を高めます。	企画財政課		とよやまDEないとを始めとする町のイベントを通じて在住外国人との交流を図ります。		

項目		事業の方向	(旧)担当課	主要事業		
重点目標Ⅲ 就業環境と就業条件の整備	就業機会の確保の促進と就業環境の改善 基本的課題7	① 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の広報・啓発の強化	就業の場における性別による差別を撤廃するよう男女雇用機会均等法、中でも第20条の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の周知を図ります。	経済環境課	広報とよやまによる啓発を行うとともに、商工会を通じ積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を呼びかけます。	
			就業の場における男女の固定的役割分担意識を取り除きます。	総務課	来客時のお茶出しや掃除などこれまで女性の役割とされてきたことについてマニュアル等を作成し、男性職員の積極的な参加を促すなど、職員の意識の向上を図ります。	
			配置や昇進について、男女平等な人事を心がけます。	総務課	男性の後任に女性を任用するなど、性別にとらわれない人事をします。	
		② 多様な就業形態・向上能力の開発の支援	男女雇用機会均等法に基づき、就業条件の整備について、企業に促します。	経済環境課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。	
			就職や職業に関する情報を提供し、就業を希望する女性に対する支援を行います。	経済環境課	県の職業適性検査、講習会などの情報を提供します。	
		③ 農業、自営業における経営への男女共同参画への推進	就業条件や経営管理、生活面でのルールなど家族間で平等な取り決めができるよう支援します。	経済環境課	家族経営協定の啓発・推進を行います。	
	自営業の女性を取り巻く諸問題の把握、解決に努めます。		経済環境課	商工会女性部との連携を深め自営業の女性が働きやすい環境づくりに努めます。		
	男女の職業生活と家庭生活の両立支援 基本的課題8	① 男女による子育てのための社会的支援	仕事と育児を両立できる環境づくりに努めます。また、子育てに関する不安や悩みをもった人たちを支援します。	福祉課	豊山町福祉ビジョンに沿った子育て支援策を講じます。子育て支援ボランティアを育成します。	
			② 育児・介護休業制度の利用促進	育児・介護休業制度の普及を図ります。	総務課	性別を問わず職員の積極的育児・介護休業の取得を目指します。
				企業に対して育児・介護休業法に基づく制度などを周知します。	経済環境課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。
		③ 職場における両立支援の促進	育児・介護休業を取得しやすいよう、職場環境の改善を図ります。	総務課	代理の臨時職員を雇用するなど、育児・介護休業が取得しやすい環境づくりを推進します。	
			ファミリー・フレンドリー企業についての概念の普及を図ります。	経済環境課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。	

項目		事業の方向	(旧)担当課	主要事業	
重点目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康と生活の充実	基本的課題9 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援	① 生涯を通じた心身の健康維持と増進	健康診査の機会の少ない主婦や自営業者などに対し、健康づくりに対する意識を高めることができるよう啓発します。	保健センター	各種健康診査の実施、食生活改善推進員活動、骨粗しょう症予防教室などを行います。
			健康づくりの指導者やリーダーを養成します。	保健センター 社会教育センター	食生活改善推進員、体育指導員の養成を支援します。
			生涯を通じた歯の健康対策(8020運動)を行います。	保健センター	歯科健診、はみがき教室の実施などを通じ歯の健康対策を行います。
			生涯スポーツ社会を目指し、スポーツに楽しむ機会を拡充します。	社会教育センター	各種スポーツ教室やスポーツ大会を実施し健康・体力の保持、増進を図ります。
			健康づくりに関する知識の普及啓発、情報提供を行います。	保健センター	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。
		② 女性の性の理解と自己決定権の尊重	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について広く社会全体の気運が高まるよう普及啓発を図ります。	企画財政課 保健センター	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行います。
			エイズや性感染症に対する正しい知識を啓発することにより注意を促し、予防対策を推進します。	保健センター 教育課	広報とよやま、町ホームページによる啓発を行うとともに、学校における性教育との連携を図ります。
			学校における性教育のあり方について、発育段階に応じた知識や自ら考え判断する能力が身に付く指導を行います。	教育課	教員の研修を行い、指導のあり方や指導内容を充実させます。
		③ 母性と保護の充実	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が定着するよう、女性の健康増進を総合的に支援します。	保健センター	母子保健指導、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。また、乳がん検診自己健診法の普及を図ります。
			母子保健知識の普及啓発を行います。	保健センター	ニューファミリー教室、赤ちゃん広場、育児相談を実施します。
	基本的課題10 高齢者や障害者、母子・父子世帯などへの生活安定と自立支援	① 高齢者や障害者などの生活安定と自立支援	すべての男女が平等に参画できる社会づくりを目指します。	福祉課	豊山町21世紀福祉ビジョンに基づき、高齢者福祉、障害者福祉を推進します。
			介護保険サービスにより、高齢者の生活安定を支援します。	福祉課	しいの木を拠点とした訪問介護や通所介護、配食サービスや住宅改修補助など、在宅福祉サービスを充実させます。
			男女問わず介護に関する知識や技術を習得することにより、高齢者の生活安定を図ります。	福祉課	家族介護教室、家族介護交流会を開催します。
			高齢者、障害者を含むすべての人にやさしいまちづくりを進めます。	建設課 福祉課	町施設のバリアフリー化を推進します。住宅改修、自動車改造等の補助制度の普及に努めます。
			高齢者の生きがいのため、就労やスポーツ、学習活動の機会を提供します。	福祉課 社会教育センター	シルバー人材センターへの支援を行い、会員加入を促します。また、ボランティア活動や生涯学習講座への高齢者の参加を促すため条件整備に努めます。
障害者の雇用・就業機会の拡大を図ります。			福祉課 経済環境課	障害者の雇用の促進等に関する法律により、障害者雇用の促進を図るとともに、福祉作業所の充実に努めます。	
② 母子・父子世帯の自立生活安定		ひとり親家庭、寡婦(夫)の身の上相談に応じ、自立に必要な指導助言を行います。	総務課 福祉課	心配ごと相談、子育て相談など相談体制を充実するとともに、母子寡婦福祉協議会の活動支援を行います。	
		ひとり親家庭の経済的自立のため支援をします。	福祉課 住民課	豊山町遺児手当、医療費の助成、教育費などの貸付制度などにより、ひとり親家庭の経済的負担軽減を図ります。	
		家庭支援情報を提供します。	福祉課	町ホームページなどで、家庭情報を収集・提供し子育て支援情報システムの整備を進めます。	

項目		事業の方向	(旧)担当課	主要事業
重点目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康と生活の充実	新しい生活の場の創造 基本的課題 1 1	① 男女共同参画社会における生活設計の創造	消費生活に必要な知識を啓発し、主体性のある消費者の育成を図り、消費者被害の未然防止、拡大防止に努めます。	企画財政課 消費生活啓発資料の作成・配布、広報とよやま、町ホームページでの情報提供により消費生活の向上を推進します。
			自主的な立場からの消費者の意見を行政に反映させ、消費者の地位を高めると同時に消費者問題の解決を図ります。	企画財政課 消費生活研究グループみのり会の支援、補助を行います。
			日常生活の自立についての教育を推進します。	教育課 家庭生活の設計者、消費者としての役割を男女が協調して担えるよう学校における指導の充実を図ります。
		② 環境などに配慮した消費生活の向上	大気環境保全を推進します。	経済環境課 総務課 公用車に電気自動車、ハイブリッドカーを導入し、自動車排出ガスを抑制するとともに、アイドリング防止などを広報とよやま、町ホームページを通じて啓発していきます。
			ごみ減量化事業を推進します。	経済環境課 資源分別収集の徹底と、家庭用電動生ゴミ処理機補助制度などごみ減量対策を推進します。
			環境保全とごみ問題についての意識の高揚を図るため啓発活動を行います。	経済環境課 環境フェスティバル、環境美化センターやごみ最終処分場の見学会などを通じて意識を高めていきます。
重点目標Ⅴ 計画の推進	推進体制の整備・充実 基本的課題 1 2	① 推進体制の整備・充実	プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施設を推進します。	企画財政課 男女共同参画社会推進懇話会を開催し、プランの事業の推進状況についての意見を聴き、施策に反映します。
			国、県の各種情報の的確な把握に努め、施策や職員の意識に反映させていきます。	企画財政課 県の研修会への積極的な参加を行い、職員研修などで男女共同参画社会に対する職員の意識改革をします。
			男女共同参画社会の実現に向け一層の取り組みを行うため推進体制を整備します。	企画財政課 町条例の制定に向け検討を開始します。